

衛生センター施設整備基本計画

令和8年3月

鳴川市

計画策定の目的

鴨川市（以下「本市」という。）では、圏域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を本市所管の鴨川市衛生センター（以下「既存施設」という。）で行っている。

既存施設は、当初計画処理量 50kL/日として、昭和 56 年度に竣工した。平成 6 年度には、浄化槽汚泥の増加対策等のため、膜分離高負荷脱窒素処理方式施設への改造工事を行い、計画処理量 66kL/日とした。その後、平成 21 年度に大規模改修工事、平成 28 年度に基幹的設備改良工事を実施し、令和 8 年度を延命化の目標年度として定期的な設備の整備を行い、施設の予防保全に務めてきた。しかし、稼動開始から 45 年を経過し、施設の老朽化や搬入状況の変化への対応が必要となっている。

このような状況において、本市では令和 6 年度に鴨川市衛生センター更新事業に係る基礎調査（以下「基礎調査」という。）を実施し、基礎調査結果を基に施設を汚泥再生処理センターとして全体更新することとした。

本施設整備基本計画は、これまでの経緯を踏まえたうえで、全体的、長期的な視点から施設整備の基本方針について検討し、最新の技術動向及びデータを基に合理性、経済性、維持管理性等を重視し、新たな施設の整備を効率的かつ効果的なものとするために策定するものである。

目 次

第1章 施設整備方針の検討	1
第1節 施設整備の考え方	1
第2節 施設整備の基本方針	5
第2章 施設整備に係る基本的事項	7
第1節 施設規模の設定	7
第2節 し尿及び浄化槽汚泥等性状の設定	13
第3節 整備予定地の概要	18
第4節 公害防止基準の設定	21
第3章 施設整備内容の検討	59
第1節 汚泥再生処理センターの概要	59
第2節 受入・貯留・前処理工程	61
第3節 主処理工程	75
第4節 高度処理・消毒工程	110
第5節 資源化工程	128
第6節 脱臭工程	135
第7節 計装設備の自動化	144
第8節 主要機器の材質例	153
第9節 施設の災害対策	155
第10節 施設配置の検討	168
第4章 移行期間における既存施設運転管理計画	195
第1節 計画施設の試運転・運転調整方法	195
第2節 移行期間における既存施設の運転管理計画（案）	197
第5章 事業手法の検討	199
第1節 事業方針の検討	199
第2節 施設運営管理方針の検討	235

第6章 事業者選定方式の検討	239
第1節 建設工事の発注方式	239
第2節 事業者選定方式の検討	240
第7章 施設整備計画	245
第1節 施設整備計画の概要	245
第2節 財源計画	250
第3節 事業実施スケジュール	252
第4節 施設計画図	253

資料

- 1 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測
- 2 汚泥再生処理センター設計時における資源化設備の処理能力の算定等について（環境省通知）
- 3 搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状解析結果
- 4 事業概要書